

令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託の 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 業務の名称

令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務

2 業務の趣旨

広島県では、県土の保全や水源涵養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、平成19年度より「ひろしまの森づくり県民税」（以下、「森づくり税」という。）を導入し、県民から特別に税を徴収するとともに、これを財源とした「ひろしまの森づくり事業」（以下、「森づくり事業」という。）によって、荒廃した森林の再生や森林資源の利用促進、県民理解の促進などに取り組んでいる。

第3期森づくり事業においては、森づくり税の納税者である県民に対し、主に森づくり税を徴収し森づくり事業を実施していることを周知するとともに、施策による成果や効果を的確に伝え、森づくり事業に対する理解を深めていただくことを目的として、広報を実施した。

その結果、森づくり事業の広報効果検証を目的として県が実施したアンケート調査では、令和3年度末において名称認知度は50%を超えた。一方、森づくり事業により実施されている取組の認知度は依然として低く、県民に、自身が納税している500円の使い道である森づくり事業の取組を認知いただくまでには至っていない。

そこで本業務では、第4期中に、より多くの県民が、自身が納税している500円の使い道である森づくり事業の取組の一つでも認知し、森づくり税や森づくり事業に対する理解を深めている状態を目指し、そのために効果的な広報を実施することを目的とする。

3 業務の内容

(1) 業務名及び数量

「令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務」一式

(2) 業務の内容等

「令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月17日（火）まで

(4) 予算上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案公募（プロポーザル）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名 称

ひろしまの森林づくりフォーラム事務局

(2) 所在地

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県農林水産局森林保全課内

(3) 連絡先

電話：082-513-3694

FAX：082-223-3583

電子メールアドレス：noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp

5 参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」のいずれの資格も認定されている者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (5) 過去 5 年間に、国、県、市町等における類似の事業実績を有すること。

6 企画提案手続等に関する事項

- (1) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、質問票【様式 1】により、受け付ける。

ア 受付期間：令和 7 年 9 月 9 日（火）～令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで

イ 受付場所：4 に同じ

ウ 提出方法：電子メール（アドレス：noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp）

なお、件名は「ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託に関する質問」とすること。

エ 回答方法：質問に対する回答は、参加希望書【様式 2】の提出があったすべての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

オ 回答日：随時～令和 7 年 10 月 2 日（木）

カ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

- (2) 参加資格の確認

プロポーザル参加者は、次の参加資格確認に伴う必要書類を提出期限までに 4 に持参するか又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認に伴う必要書類

（ア）企画提案公募（プロポーザル）参加希望書【様式 2】

（イ）会社概要及び過去 5 年間の主な実績【様式 3】

イ 提出期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時

- ・持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）までの間に 4 に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに 4 に必着のこと。

ウ 参加資格の確認

提出されたアの書類により参加資格を確認し、その結果を次のとおり通知する。

(ア) 通知日：令和 7 年 10 月 1 日（水）

(イ) 通知方法：参加希望書に記載された連絡先に F A X 又は電子メールで通知する。

エ 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消す。

(3) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に、5 の各項に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合は、当然に参加資格を失うものとする。

(4) 提案書等の提出

ア 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書等を 4 に提出するものとする。

なお、提案は、各者 1 案とする。

(ア) 提出書類：企画提案書【様式 4】、見積書【様式 5】

(イ) 提出部数：企画提案書 正本 1 部、副本 6 部、電子データ（CD-ROM 等に格納）
見積書 1 部

(ウ) 提出期限：令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時必着

(エ) 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便に限る。）とする。（提出期限内必着）

(オ) その他：提案書は「令和 7 年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。また、提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記（ウ）の提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差し換えは認めない。

ウ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式 6】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式 6】を提出するものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 費用の負担

本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

オ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

7 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

ア 別途定める「令和 7 年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託の企画提案公募（プロポーザル）審査要領」に基づき審査を行い、業務予定者及び次点の事業者を選定する。

なお、3 (4) の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

イ 第 1 次審査は、事務局において行うものとし、第 2 次審査は、「ひろしまの森づくり事

業の普及啓発に係る業務予定者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

ウ 審査は、提案書の評価による第1次審査とプレゼンテーションによる第2次審査とする。

(2) 第1次審査

ア 全提案の中から優れた提案3件程度を選定する。なお、提案の総数が3件程度以内であっても、最低基準点を満たさない場合は選外とする場合もあり得る。

イ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。

(ア) 日時：令和7年10月14日(火)(予定)

(イ) 方法：提案書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

ウ 第1次審査の結果は、次のとおり各提案者に通知する。

(ア) 通知日：令和7年10月15日(水)(予定)

(イ) 方法：提案書に記載された連絡先にFAX又は電子メールで通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査により選定された提案に対し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。ただし、第1次審査を行わない場合は、下記の日程を変更する場合がある。

ア 日時：令和7年10月20日(月)(予定)(詳細は、各提案者に別途通知する。)

イ 場所：広島県庁本館会議室(予定)(広島市中区基町10番52号)

ウ 時間：1提案者当たりの審査時間は25分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：15分

質疑応答：10分

エ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

オ その他：プレゼンテーションは、提出した提案書で説明する。(追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。) なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

8 契約の相手方の選定

(1) 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を、随意契約の相手方(以下「業務予定者」という。)として選定する。ただし、最も優れた提案として評価した者が最低基準点に満たさない場合、契約を行わない場合もあり得る。また、最も優れた提案者が2人以上となった場合は、選定委員の多数決にて選定し、多数決においても決することができなかった場合は、多数決で最も得票数の高かった提案者の中から選定委員長が選定することとする。なお、次点の決定についても、最も優れた提案者を除いたうえで、同様の方法にて選定することとする。

(2) 選定結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和7年10月21日(火)(予定)

イ 方法：提案書に記載された連絡先にFAX又は電子メールで通知する。

9 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

(1) 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(2) 上記の通知を受けた者は、ひろしまの森林づくりフォーラムに対してその理由説明を求めることができる。

(3) (2)の説明を求める場合は、(1)の通知日から起算して3日を経過する日(土曜日及び日曜日

の日数を算入しない。)までに、その旨を記載した書類を提出すること。(郵送によって提出する場合は必着)。

- (4) (2)にて求められた場合の回答は、(1)の通知日から起算して5日を経過する日(土曜日及び日曜日の日数を算入しない。)までに、書面により行う。

10 契約

(1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、ひろしまの森林づくりフォーラム契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約条項(案)のほか、広島県契約規則(昭和39年規則第32号)及び広島県会計規則(昭和39年規則第29号)の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 公正なプロポーザルの確保

- (1) 企画提案募集参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案募集参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案募集参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案募集参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) 企画提案募集に関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案募集に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表又は使用してはならないこととする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案募集参加者が負う。
- (4) 過去3ヵ年分(令和4年度～令和6年度)の広報事業に係る広報効果検証(アンケート調査)結果及び令和6年度分の森づくりネットの主要データ(アクセス数等)については、4にて交付する。

ア 交付期間: 令和7年9月9日(火)～令和7年10月1日(水)午後5時まで

イ 交付場所: 4に同じ

ウ 備考：交付希望日の前日正午までにその旨を連絡すること

令和7年度ひろしまの森づくり事業の普及啓発に係る業務委託
企画提案公募(プロポーザル)実施手順

